会 議 録

1 会議名

令和2年度第4回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

- 2 議題等(公開・非公開の別)
 - (1) 個人情報取扱業務等の登録について (諮問) (公開)
 - (2) 個人情報取扱業務等の登録について(報告)(公開)
 - (3) 特定個人情報保護評価について(報告)(公開)
 - (4) その他(公開)
- 3 開催日時

令和2年12月21日(月)午後4時から午後5時15分まで

4 開催場所

上越市春日謙信交流館 集会室1

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

- 7 出席した者 (傍聴人を除く。) の氏名 (敬称略)
 - ・委員:大森康正(会長)、井澤ますみ(副会長)、髙橋芳夫、藤本孝昭、浦壁澄子、 田内洋二、折笠正勝
 - 事務局:総務管理課 金子総務管理課長、石黒副課長、冨田係長、小平主任、三輪主 任、岡田主事

収納課 斎藤係長 高齢者支援課 橋本副課長 農村振興課 早川係長 農林水産整備課 杉谷係長 建築住宅課 吉田係長 社会教育課 杉田主任 スポーツ推進課 小山係長 農業委員会事務局 久保埜係長、羽深係長

8 発言の内容

(1) 個人情報取扱業務等の登録について(諮問)

【大森会長】

諮問案件の「1 地域情報通信基盤整備事業に関する業務」について事務局に説明 を求める。

【冨田係長】

資料4ページから7ページまでの諮問案件「1 地域情報通信基盤整備事業に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。 続いて「2 消防団員管理業務」について事務局に説明を求める。

【冨田係長】

資料8ページから11ページまでの「2 消防団員管理業務」について、資料に沿って説明

【折笠委員】

現在、防災士は市で講習会を実施しているが、今後は消防団員で分団長以上の階級の経験がある方に対して防災士になるよう推薦することがあるのか。

【冨田係長】

そこまでは聞いていないが、防災士になりたい人がいればこの制度を活用いただく と聞いている。

【折笠委員】

市には、防災士会という組織があると聞いたがそうなのか。

【田内委員】

市では、防災士の方々に集まって研修を実施したりする会がある。約500名の会員がいる。これまでは、日本防災士機構の資格認定試験を受けた方々を勧誘し加入し

てもらう。最近では、消防団員を経験した方々が資格認定試験を受験せずに資格を取得する場合が増えており、この情報を防災士会が全く把握していないため、この方々の情報を防災士会が収集し、一緒に勉強していこうということが今回の諮問の趣旨であると考える。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 収入に関する業務」については事務局に説明を求める。

【小平主任】

資料12ページから17ページまでの「3 収入に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。 続いて「4 中山間地域等直接支払業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【冨田係長】

資料18ページから29ページまでの「4 中山間地域等直接支払業務に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。 続いて「5 多面的機能支払交付金支援システム保守管理業務」について事務局に説 明を求める。

【小平主任】

資料30ページから31ページまでの「5 多面的機能支払交付金支援システム保 守管理業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。 続いて「6 成人式に関する業務」について事務局に説明を求める。

【冨田係長】

資料32ページから39ページまでの「6 成人式に関する業務」について、資料 に沿って説明

【藤本委員】

変更した内容について、今後コロナ禍の有無にかかわらず続けて行くのか、コロナ 禍のみ適用なのか。具体的には、冊子の配布のみについてコロナ禍が終わるとなくな るのか、それともコロナ禍が終わってからも冊子は配り続けるのか。冊子を作成しな ければ冊子を配布する業務はなくなるのか。

【杉田主任】

委託業務登録は、記念品を作成・配布するとしているが、冊子に限定しておらず、 記念品として今後成人の集い実行委員で冊子等の記念品の配布を検討したときに、個 人情報の収集項目の範囲内で配することがあるため、コロナ禍のみでなく、今後も継 続していく。

【浦壁委員】

追加する項目のうち、職歴、職種、勤務先、役職、学歴といった新成人にここまで の情報を収集する必要はあるのか。

【杉田主任】

勤務先、役職は、冊子に記載する先生方の学校名を示している。役職は、先生方に 掲載の依頼をするときに収集する。学歴については、成人の集い実行委員の募集に際 し、どの学校を出ているのか、知り合いかどうかといったということから含めている。

【石黒副課長】

項目を整理していくうえで凡例を参考に収集項目を規定しなければならない。冊子を作成するうえで例えば掲載者の昔の思い出等を掲載した場合に個人情報の内容が出てしまう。情報の掲載に当たっては、掲載者が同意をして掲載している。そのため、実行委員会で委員の知り合いや、先生方から同意を得たもののみを掲載している。また、提供方法としては、今回配布した冊子に限る。名簿を提供するものではない。実行委員会として同意を得たうえで実施している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 全国大会及び国際大会出場者に係る結果の公表に関する業務」について事務局に説明を求める。

【冨田係長】

資料40ページから43ページまでの「7 全国大会及び国際大会出場者に係る結果の公表に関する業務」について、資料に沿って説明

【折笠委員】

今までは市のホームページで公表していなかったのか。

【小山係長】

これまで市のホームページでは、公表していなかった。市民の方に内容を知っていただき市民等のスポーツ活動の振興を図ることを目的として登録した。

【浦壁委員】

結果の公表の範囲であるが、上位入賞者に関する全ての情報を公表するのか。

【小山係長】

今回は、全国大会出場者及び国際大会出場者の情報を同意が得られれば市のホームページに掲載する。上位入賞以上者だけでなく、出場者の情報も含めて公表する。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 農地台帳整備業務」について報告案件の「2 農家と農業委員会との連絡業務」について関連があるため合わせて事務局に説明を求める。

【小平主任】

資料44ページから45ページまでの「8 農地台帳整備業務」及び52ページの「2 農家と農業委員会との連絡業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。 続いて「9 公営住宅管理業務」について事務局に説明を求める。

【小平主任】

当日配布した資料53ページから56ページまでにある「9 公営住宅管理業務」 について、資料に沿って説明

【藤本委員】

連絡人と保証人の違いは何か。

【吉田係長】

保証人は、住宅使用料、住宅駐車場使用料について債務の履行の義務を負うこととされていた。住宅入居者が滞納し、債務の履行に応じない場合は、保証人に対し、債務の履行を求めていたが、廃止することとなった。そのうえで住宅入居者と連絡が取れない場合に対応するために住宅入居者との連絡を取ることができる方の確保をする必要があるため、債務の履行を求めない連絡人に役割を担ってもらうこととした。

【浦壁委員】

連絡人になり、保証人に比べ債務の履行もなくなるが、変更後の保証人の債務負担についてどのようになるのか。また、保証人を連絡人に変更した経緯は何か。

【吉田係長】

令和3年1月1日から条例が新たに施行となるが、施行日以降に旧保証人に債務の履行を求めることはない。昨今の事情として単身高齢者、身寄りがない高齢者が増加している中で債務の履行を求めることができる保証人を探すことが困難な方が増加している。また、コロナ禍で以前住んでいた住宅を退去となり公営住宅に入居したい場合や、外国人が緊急に公営住宅を入居したい場合に異国で知り合いが少なく保証人を迅速に確保することが困難である場合が多いため、変更している。

【井澤委員】

住宅入居者が連絡人を設定するのか。連絡人を設定できない場合は、市から連絡人の候補者を推薦するのか。私は民生委員であるため、市から民生委員の方を推薦した場合、多くの住宅入居人から民生委員に連絡人になってほしい旨の連絡が来てしまうのではないか。

【吉田係長】

連絡人は住宅入居者が探すこととなる。他自治体では市内在住者や血縁者といった 選定に制限をかけているが、当市では規則で規定する役割を担うことができる人であれば知人や隣人であっても可能である。そのため、民生委員に役割を担うことが少ないと考える。

【髙橋委員】

私は、上越ライフサポートセンターの業務も担当しているが、年金だけで生活している高齢者で家族、友人がいなく保証人の確保ができない人が多い。民間のアパートに住んでいる方で保証人になっている方が辞めたいという意向により退去せざるを得ない方の相談を受けたことがある。切実な問題であることから、公営住宅には今回の方針のように連絡人とすることで恩恵を受ける方が多いと考える。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

(2) 個人情報取扱業務等の登録について (報告)

【大森会長】

報告案件の「1 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務」に ついて事務局に説明を求める。

【小平主任】

資料48ページから51ページまでの報告案件「1 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。 続いて報告案件の「2 農家と農業委員会との連絡業務」について先に諮問案件と 合わせて説明があったので再度の説明は省略する。質疑を求めるがなかったので、報 告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

(3) 特定個人情報保護評価について(諮問)

【大森会長】

報告案件の「1 上越市予防接種に関する事務」について事務局に説明を求める。

【三輪主任】

当日配布資料の「1 上越市予防接種に関する事務」について、資料に沿って説明 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

(4) その他

【大森会長】

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【冨田係長】

事務局から連絡がある。国では個人情報保護法の見直しを進めている。個人情報保護制度には、個人情報保護法を基盤として各自治体が条例で定めている。現在、行政サービスのデジタル化が進んでおり、国全体のデータ活用の円滑化を一層進めていくうえで、国全体で個人情報を一括して取り扱うことができるよう改正を進めている。一方で、地方自治体が独自のルールで進めてきた経緯があるため、地域の実態を国で事前に調べた中で進めている。先日12月17日に国の最終の答申案が出てきたとこ

ろである。内閣官房のホームページでは非公開となっており、詳細は不明であるが、 11月の国の方針によると、死者の情報等個人情報の定義などにおいて異なるものに ついて、全国的な共通のルールを定めるものの、別途条例で保護の規定をすることも できるとされている。法案がまた発表されていないため、国の動向を踏まえて審議会 で諮ることとなるので、その際はよろしくお願いしたい。

【石黒副課長】

個人情報保護法の改正の背景としては、国のデジタル化が進んでいる中での基盤整備である。これまで個人情報の保護に重点を置いていたが、活用に重点を置くことになり、そのためには、個人の名前を特定できないよう加工する必要があるが、加工するに当たり、自治体のルールが統一化されていないため、国が統一化を進めている。改正内容が大きいため、審議会のあり方も変わる可能性があることを委員の方々に了承いただきたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係 TEL: 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail: soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。